

第103号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

第8条第3項第3号中「被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加える。

第10条第1項第1号中「県内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する」を「次に掲げる条件を具備する」に、「2人」を「1人」に改め、同号に次のように加える。

ア 県内に居住する者であること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

イ 入居決定者と同程度以上の収入を有する者であること。

第11条第3項中「県内に居住し、かつ、承認申請者と同程度以上の収入を有する」を「次の各号に掲げる条件を具備する」に、「2人」を「1人」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 県内に居住する者であること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(2) 承認申請者と同程度以上の収入を有する者であること。

別表中「上 郡 団 地」を 「上 郡 団 地
そ ら 山 団 地」 に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第3号及び第8条第3項第3号の改正規定は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の島根県営住宅条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は入居者として決定された者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う入居の手続から、新条例第11条第3項の規定は入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が施行日以後に行う入居の承継に係る手續から適用する。